



広報

とくしま

トピックス

新型コロナウイルス
感染症に関する支援 (4面)

- インフォメーション (2~3面)
- おしらせ、イベント情報など

令和2年5月1日現在(前月比) 人口/252,473人(+169) 男/119,860人(+120) 女/132,613人(+49) 世帯数/120,664世帯(+504) 面積/191.39km²

みんなで一緒に コロナ危機 を乗り越えよう!

~新型コロナウイルス感染症に関する徳島市の取り組み~



「市民生活」を守る 取り組み

◆特別定額給付金

住民(令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている人)全員に1人当たり10万円を支給します。

◆生活よりそい支援金(※)

休業などにより生活に困窮している人に対し、1世帯当たり3万円を支給します。

◆住居確保給付金(対象範囲を拡大)(※)

休業などに伴う収入減少で、家賃の支払いにお困りの人に、一定期間家賃相当額を支給します。

◆市税などの徴収猶予(※)

市・県民税、固定資産税などについて、無担保、延滞金なしの徴収猶予を行います。

◆保険料・市営住宅の家賃などの減免

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅の家賃などの減免を行います。

◆水道料金などの猶予

水道料金・下水道使用料の支払い猶予を行います。

◆施設の感染防止対策を強化

避難所などに対し、非接触式体温計、マスクなどの整備を強化します。



「中小企業」を守る 取り組み

◆企業とちから阿波せる支援金(※)

休業や事業収入の大幅な減少などにより、セーフティネット保証4号の融資を受けた事業者に10万円を支給します。

◆農林漁業者コロナ対策支援金

事業収入の大幅な減少などにより、農林漁業セーフティネット資金などの融資を受けた事業者に10万円を支給します。

◆中小企業事業継続支援補助金(※)

事業収入の大幅な減少などの影響を受け、家賃の支払いが難しくなった事業者に4・5月分の家賃(2カ月分の上限5万円)を補助します。

◆地元de宿泊応援キャンペーン

宿泊施設が企画する県民対象の宿泊プランなどに対し、費用の一部を補助します。

◆「コロナ危機突破プロジェクト」創造支援補助金(※)

民間事業者の先進的な取り組みに対し、費用の一部を補助します。

◆「コロナ危機突破プロジェクト」応援ページ

民間事業者のさまざまな取り組みを市ホームページで紹介し、応援しています。

◆おべんとうマルシェ

売り上げ減少が続く飲食店を支援するため、市役所前の「あわぎんふれあい広場」をお弁当などの販売場所として開放しています。

◆新型コロナ対策サポーターズ登録事業

官民連携により、困難に直面している市民や事業者を支援します。

◆ふるさと納税返礼品活用による事業者支援(※)

ふるさと納税の返礼品を提供する「パートナー企業」を追加募集しています。

「子育て世帯」を守る 取り組み

◆子育て世帯臨時特別給付金

児童手当を受給している世帯(所得制限超過により特例給付となっている世帯を除く)に対し、子ども1人当たり1万円を支給します。

◆ひとり親家庭よりそい給付金

ひとり親家庭(児童扶養手当資格者およびひとり親家庭等医療費助成対象者)に対し、子ども1人当たり2万円を支給します。

◆保育料・副食費の減免

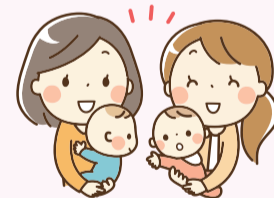
家庭保育などに協力してくれた人に対し、保育料・副食費を減免します。

◆就学援助世帯に昼食費を支給

経済的な理由で就学援助を受けている小・中学生がいる世帯に対し、学校休業中の昼食費相当額を支給します。

◆施設の感染防止対策を強化

保育所や幼稚園、学校などに対し、消毒液などの整備を強化します。



(※) 詳細は4面参照

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市長からのメッセージ

新型コロナウイルス感染症により、市民の皆さま、事業者の皆さまのほとんどが生活に多大な影響を受け、不安な日々を過ごされていることと思います。

徳島市では、感染拡大防止と経済活動の両立に向け、国・県による支援と重ならないところをカバーする独自の取り組みを実施しております。全国で緊急事態宣言は解除されましたが、危機はまだ終わっていません。第2波に襲われる可能性もあります。今後におきましても、皆さまの命と生活を守るため、県市協調でスピード感を持って対策を講じてま

いります。

市民の皆さまにおかれましても、気を緩めず、これからの期間は日常を取り戻す準備期間であると捉え、引き続き「新しい生活様式」の取り組みを実践してまいりますようお願いいたします。



徳島市長 内藤 佐和子

特別定額給付金 窓口では申請できません



郵送による申請の場合は、必ず同封の返信用封筒で郵送してください。直接お持ちいただいても、窓口での申請受け付けや現金給付はできません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策推進室コールセンター(☎624-9670 ㊚624-8024)



掲示板

INFORMATION

お知らせ

選挙人名簿の異議申し出を受け付け

6月2日(火)～6日(土)、市役所9階選挙管理委員会事務局(6日(土)は市役所地下1階当直室)で、6月1日に新たに選挙人名簿に登録した人と、新たに在外選挙人名簿に登録した人の異議申し出を受け付けます。異議申し出期間における閲覧についてはお問い合わせください。

問 同事務局(☎621-5373 ☎626-4352)

児童手当の現況届を受け付け

児童手当を受給している人は、毎年現況届を提出する必要があります。届け出用紙をお送りしますので、6月30日(火)までに提出してください。6月中旬になっても届かない場合は、お問い合わせください。※新規認定請求の審査中の人には、認定後に届け出用紙をお送りします。

提出がない場合は、6月分(10月支払分)以降の児童手当を受給することができませんのでご注意ください。

【提出方法】届け出用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送または直接、市役所南館2階子育て支援課(〒770-8571 幸町2-5)へ★電子申請可

【注意事項】受給者や児童の状況によって、添付書類が必要な場合があります。詳しくは、届け出用紙に同封している説明書をご覧ください。

さい。

問 同課(☎621-5194 ☎655-0380)

6月7日(日)～13日(土)は危険物安全週間

今年の標語は「訓練で 確かな信頼 積み重ね」です。

◆事業所の皆さんへ

この機会に、いま一度、危険物施設の点検を実施し、さらなる自主保安体制の充実強化に努めてください。

◆市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは、火気により引火しやすく、取り扱い方法や保管方法を誤ると火災につながる危険物です。

ほかにも、私たちの身の回りでは、ガソリン、灯油、天ぷら油およびスプレー缶など、引火性の危険物が使われています。性質を十分に理解し、正しい取り扱いを心掛けましょう。

問 消防局予防課(☎656-1193 ☎656-1201)

鉛製給水管の取り替え工事費を助成

対象となる工事費の2分の1に相当する額を助成します。上限額は、道路掘削を伴う工事は15万円、宅地内工事は3万円。工事を実施するときは、市指定給水装置工事業者に依頼してください。申請に関する手続きなどは、同事業者が上下水道局に代理申請します。



対 市水道事業の給水区域内にある給水装置の所有者

詳しくは市HPをご覧ください。



問 上下水道局水道整備課(☎623-3972 ☎623-1665)

文部科学省検定済中学校教科用図書の見本展示

来年度から全国の中学校で使われる検定済教科書の見本を展示します。



日 6月12日(金)～25日(木)各日 9:00～21:00(場)はこらいふ図書館(市立図書館)

問 教育研究所(☎621-5432 ☎624-2577)

マイバッグ・マイボトルのご利用を

省令改正により、本年7月1日(水)から全国でレジ袋(プラスチック製買物袋)の有料化がスタートします。



これを機に使い捨てのプラスチック製品の使用を控え、ごみの減量にご協力ください。

◆マイバッグの使用

買物の際はマイバッグを持参し、不要なレジ袋はもらわない。

◆マイボトルの使用

マイボトル・マイタンブラーや水筒などを持参し、使い捨て容器を使わない。

問 市民環境政策課(☎621-5202 ☎621-5210)

生ごみの水切りにご協力を

家庭ごみの約4分の1は生ごみで、その約65～70%は水分といわれています。生ごみ



みを水切りすると、1回あたり15%減、市内の12万世帯が1日3回(朝・昼・夕食)実施すると、1日約5.4ト、年間約1,970トのごみを減量できます。

皆様のご協力をお願いします。

問 市民環境政策課(☎621-5202 ☎621-5210)

知っていますか？電波のルール

6月1日(月)～10日(水)は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。暮らしに大切な電波の利用環境を不法な電波から守りましょう。



問 総務省四国総合通信局(☎089-936-5055)

徳島城博物館臨時休館

くん蒸作業のため、6月2日(火)～5日(金)は臨時休館します。

問 同館(☎656-2525 ☎656-2466)

労働保険の年度更新のお知らせ

本年度の労働保険の年度更新は8月31日(月)までです。令和元年度分の確定保険料と令和2年度分の概算保険料の申告・納付手続き

介護保険料の納付書を送付します

◆納付書の送付

令和2年度介護保険料の決定通知書・納付書を6月中旬に65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)にお送りします。

◆保険料の減免制度

収入が少なく生活が著しく困窮している人に対する、保険料の減免(第1段階相当額に減額)は次のとおりです。

対 65歳以上で、次の要件に全て該当する人

▶介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階▶世帯の前年の年間収入額が単身者の場合は120万円(世帯員2人の場合は150万円、世帯員3人以上の場合は1人増すごとに35万円を加算した額)以下▶市区町村民税が課税されている人に扶養されていない、または生計を共にしていない▶資産などを活用しても生活が困窮している状態にある

問 介護保険課(☎621-5582 ☎624-0961)

介護保険施設の食費・居住費の負担限度額認定申請を受け付け

負担限度額の更新申請を6月8日(月)～7月31日(金)に受け付けます。申請が遅れた場合は、減額措置を受けられない恐れがありますので、必ず申請してください。※新規申請は随時受け付け。

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)			
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階	390円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
第4段階	上記第1段階から第3段階に該当しない人 負担限度額なし				

※(介護予防)短期入所生活介護や介護老人福祉施設などを利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額になります。グループホームや通所サービスの食費・居住費には適用されません。世帯を別にしている配偶者を含みます。

【対象サービス】▶(介護予防)短期入所サービス▶施設サービス▶申請書(市役所南館1階介護保険課や各介護保険施設などで配布)、介護保険被保険者証、預貯金通帳の写し、印鑑、マイナンバーの確認ができるもの、窓口に来る人の本人確認書類などを持って同課17番窓口へ問 同課(☎621-5585 ☎624-0961)

を「労働保険確定・概算保険料申告書」により行ってください。

☎徳島労働局(☎652-9143 ☎624-0468)

休日窓口を開設 (毎月第2・4日曜日)

住民異動届の提出、住民票の写し・戸籍謄抄本の請求、印鑑登録などができる休日窓口を開設。

☎6月14日(日)・28日(日)各日8:30～12:00(場)市役所1階 詳しくは市HPをご覧ください。

☎さわやか窓口相談室(☎621-5039 ☎621-5128)

募集

地域福祉計画策定のための 市民会議の委員

徳島市地域福祉計画(第3期)を策定するにあたり、広く市民の皆さんの意見を求めるための市民会議の委員を募集します(任期は令和3年度末まで)。

同計画は、地域や行政が一体となり、すべての人が安心して暮らせる福祉のまちを目指し策定するものです。

対 次の全てを満たす人
▶市内在住・在勤・在学の6月1日現在満20歳以上▶平日の昼間に開催する会議(任期中4回程度)に出席できる(員)若干名(応募書類により選考)

☎6月15日(月)～26日(金)(消印有効)までに、(住所/名前/年齢/電話番号(在勤、在学の人はその所在地と名称))と、「徳島市の地域福祉について」をテーマにした小論文

(800字程度)を郵送または直接、市役所南館1階保健福祉政策課(〒770-8571 幸町2-5)へ★電子申請可

詳しくは市HPをご覧ください。☎同課(☎621-5175 ☎655-6560)



放送大学の受講生

放送大学(テレビ・ラジオ・インターネットなどで授業を行う通信制の大学)の受講生を募集しています。

[募集期間]▶第1回=8月31日(月)まで▶第2回=9月15日(火)まで
☎放送大学徳島学習センター(☎602-0151 ☎602-0152)

イベント

ガラス風鈴と夏の器展

手作りのオリジナルガラス風鈴や、夏にぴったりなガラスの器の展示と販売を行います。



☎6月20日(土)～8月15日(土)まで各日9:00～17:00(場)徳島ガラススタジオ(勝占町中須)

詳しくは同スタジオHPをご覧ください。☎同スタジオ(☎669-1195 ☎669-1221)



講座・教室

お殿様講座

阿波の大名であった蜂須賀家の

お殿様とお姫様の人物像について、徳島城博物館根津館長が解説します。

☎(内)下表のとおり

とき	内容
7月12日(日)	「尊語集」から探る藩祖 蜂須賀家政
7月19日(日)	「隠密書状」からみた 2代藩主蜂須賀忠英
7月25日(土)	わが子に残した11代 藩主蜂須賀治昭の覚書
8月2日(日)	公家鷹司季姫 嫁入りの心得書

各日10:00～11:30

☎場 徳島城博物館(員)約40人(抽選) ☎¥1,500円(全4回分。入館料込み) ☎申 7月3日(金)(必着)までに、はがきに「殿様講座参加希望」と明記し、(住所/名前/電話番号)を書いて、徳島城博物館(〒770-0851 徳島町城内1-8)へ

☎同館(☎656-2525 ☎656-2466)

パソコンインターネット 活用講座(実務向け)

インターネットの活用方法やパワーポイント・アウトLOOKの使い方を学びます。

☎日▶水曜コース=7月8日～9月16日▶木曜コース=7月9日～9月17日(各10回)。時間は各日19:00～21:00(場)シビックセンター(対)入力操作ができる人(員)各13人(抽選) ☎¥12,100円(教材費2,500円別途必要)

☎申 6月14日(日)までに、電話または直接、同センターへ

☎同センター(☎626-0408 ☎626-0833)

健康

国民健康保険被保険者の 無料歯科健診を10月に延期

広報とくしま5月15日号に掲載した「無料歯科健診」の日程が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月から10月に延期となりました。実施期間は10月1日(木)から10月31日(土)となります。



詳しくは市HPをご覧ください。☎同課(☎621-5159 ☎655-9286)

☎同課(☎621-5159 ☎655-9286)

野外ウォーキング スロージョギング教室

外出自粛により、運動不足になっていませんか。ウォーキングなどの適度な運動は体調を整え、免疫力を高める効果が期待できます。

体力に自信がない人や、膝、腰に不安のある人でもインストラクターが丁寧にサポートします。

☎6月17日(水)・24日(水)、7月1日(水)各日9:30～10:30※9時の段階で雨天の場合は中止。☎ふれあい健康館(対)医師から運動制限を受けていない、全日程に参加できる市民(員)15人(先着) ☎準運動靴、バスタオル2枚、レジャーシート、感染症防止対策(マスクの着用)、日よけ対策、水分補給飲料、リュックカバンなど

☎保健センター(☎656-0534 ☎656-0514)

市民病院職員を募集

◆来年度(令和3年4月1日)採用

[募集職種] 診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、看護師、助産師、事務職

[第一次試験日] 7月19日(日)

[試験会場] 徳島大学総合科学部1号館(南常三島1) ※助産師の試験は市民病院で実施。

◆本年度(令和2年9月1日)採用

[募集職種] 事務職(係長級)

[試験日] 7月19日(日)

[試験会場] 徳島市民病院(北常三島町2)

◇ ◇ ◇ ◇ ◇
[試験要綱・申込書] 市民病院HPからダウンロードしてください。市役所1階案内・7階人事課・市民病院1階受付・3階総務管理課でも配布しています。

☎▶市HP「電子申請」から申し込みの場合=6月17日(水)まで▶郵送、持参による申し込みの場合=6月19日(金)まで(消印有効) ※できるだけ、市HP「電子申請」または郵送によりお申込みください。

☎市民病院総務管理課(☎622-9323 ☎622-5313)

市営住宅の入居者を募集

入居申し込みには、所得基準(公営住宅=月額15万8,000円以下、改良住宅=月額11万4,000円以下。高齢者・障害者・小学校就学前の子どもがいる世帯は別基準)があります。単身者については、申し込み条件(60歳以上の人、1～4級の障害者手帳を持つ身体・知的・精神障害者など)があります。家賃は所得などにより決定します。詳しくは市HPをご覧ください。

☎6月10日(水)(消印有効)までに入居申請書(市HPからダウンロード可。市役所4階住宅課でも配布)を郵送で、住宅課(〒770-8571 幸町2-5)へ

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送による受け付けとなります。

入居区分	単身入居	住宅名	号数	所在地	建設年度	階	間取り(畳)	家賃(円)	共益費(円)
公営	可	末広8棟	2	末広四丁目8番20	S42	1	6-3-3-K3	7,600～11,400	●
公営		城東2棟	303	城東町一丁目5番13	S61	3	6-6-4.5-D6.5	19,200～28,600	●
公営	可	新蔵3棟	33	新蔵町3丁目81番地	S48	2	6-4.5-3-D5.5	10,000～14,900	○290
公営	※1	宮島西棟	401	川内町宮島錦野10番地の1	H30	4	5-6-7-L12.5	33,800～50,300	○1,500
公営		宮島西棟	203	川内町宮島錦野10番地の1	H30	2	6-5.5-6-D7	28,600～42,700	○1,500
公営		北島田31棟	7	北島田町3丁目151	S53	3	6-6-4.5-D5	13,900～20,700	○710
公営		中島田2棟	203	中島田町3丁目79番地の4	S57	2	6-6-10-K4	16,200～24,200	●
公営		中島田3棟	304	中島田町3丁目79番地の4	S58	3	6-6-10-D7.5	17,300～25,800	●
公営		南島田13棟	4	南島田町4丁目8番地の1	S62	1	6-4.5-4.5-K3	18,200～27,100	●
公営	※2	名東2丁目1棟	101	名東町2丁目61番地	S52	1	6-6-6-K3	13,900～20,700	●
公営	可※2	名東2丁目4棟	101	名東町2丁目61番地	S53	1	6-6-4.5-K3	12,900～19,200	●
公営		名東3丁目18棟	101	名東町3丁目449番地の2	H13	1	6-6-6-L8	27,300～40,600	●
公営		樋口南棟	305	上八万町樋口260番地	H18	3	6.4-6.6-6.2-D7.7	26,800～39,900	●

共益費の金額は各住宅により異なります。詳しくはお問い合わせください。●=地元徴収 ○=納付書で金融機関などに納付 ※1の住宅は多子世帯(18歳未満の児童が3人以上)のみ ※2の住宅は管理人室です。当選者は入居後に管理人業務(例:共益費徴収など)をしていただきます。

☎同課(☎621-5286 ☎621-5273)

新型コロナウイルス感染症に関する支援

「生活よりそい支援金」生活困窮者に3万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、緊急小口資金の貸し付けを受けた世帯に対して、1世帯あたり3万円の「生活よりそい支援金」を支給します。

【対象世帯】 徳島市の住民基本台帳に記録されており、令和2年3月25日以降に、徳島県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度「緊急小口資金(特例貸付)」の貸し付けを受けた世帯

※市外に転出した場合や県外の社会福祉協議会で貸し付けを受けた場合、生活保護を受給している場合は対象外です。

【申請方法】 申請書(市ホームページからダウンロード可。市役所1階国際親善コーナー、ふれあい健康館3階徳島市社会福祉協議会でも配付)に必要な事項を記入し、徳島県社会福祉協議会が発行した「生活福祉資金貸付決定通知書(緊急小口資金)」の写し、申請者の通帳の写しを添付して、郵送で、保健福祉政策課(〒770-8571 幸町2-5)へ

※感染症の拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。国際親善コーナー、徳島市社会福祉協議会でも申請を受け付けています。

【申請期限】 9月30日(水)

【給付方法】 申請者本人名義の銀行口座に振り込み

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 保健福祉政策課(☎621-5175 ☎655-6560)



「住居確保給付金」家賃を支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住居確保給付金の支給対象が拡大され、従来の離職・廃業後2年以内の人に加えて、休業などに伴う収入の減少により、住居を失う恐れがある人についても家賃相当額を支給します。

※支給額には上限があります。

【支給期間】 原則3カ月(一定の条件を満たす場合は、最大9カ月まで延長が可能)

【支給方法】 家主に直接支給

支給要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

徳島市生活あんしんサポートセンター(徳島市社会福祉協議会内)
☎679-1441

相談専用 ☎0120-791-441 ☎625-4377



市税などの徴収を猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した人は、申請していただくことで、1年間、市税などの徴収猶予を受けることができます。※無担保で、延滞金は不要です。

【対象者】 次の2つの条件を満たす人

▶令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

▶一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

【対象となる税目】 2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市・県民税、法人市民税、固定資産税などの税目(証紙徴収を除く)

※既に納期限が過ぎている未納分(ほかの猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼりこの特例を利用することができます。

※この徴収猶予が適用されない人も、ほかの猶予制度の適用を受けることができる場合があります。

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

納税課(☎621-5077・5078・5080 ☎621-5081)



「企業とちから阿波せる支援金」事業者に10万円を支給

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業や事業収入の大幅な減少などの影響を受けながらも事業を継続しようとしている事業者を支援するために、「企業とちから阿波せる支援金(徳島市事業者緊急支援金)」を支給します。

【支給額】 10万円

【対象事業者】 次の要件を全て満たす市内で事業を営む中小企業者(個人事業主を含む)

▶令和2年3月以降に、本市のセーフティネット保証4号(売上高が前年同月比20%以上減少など)の認定を受けていること

▶セーフティネット保証4号の認定書により金融機関で、信用保証協会の保証付き融資を受けていること

【申請手続き】 9月30日(水)(消印有効)までに、所定の申請書(対象事業者に送付)に必要な事項を書いて、融資を受けたことが確認できる書類と通帳の写しを添付の上、郵送で経済政策課(〒770-8571 幸町2-5)へ

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

経済政策課(☎621-5225 ☎621-5196)



「中小企業事業継続支援補助金」店舗の家賃を一部補助

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し、事業の継続に支障が生じている中小企業者に対し、店舗や事業所の家賃の一部を補助します。

【対象事業者】 次の要件を全て満たす市内で事業を営む中小企業者(個人事業者を含む) ▶令和2年4月、5月のいずれかの月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること ▶店舗などを賃貸借契約などに基づき賃借していること

※「企業とちから阿波せる支援金」の支給を受けた事業者は対象外。

【補助額】 補助条件を満たしている月が1月のみの場合は3万円、2月の場合は5万円。

【申請期限】 7月31日(金)

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 観光課(☎621-5232 ☎621-5457)



「コロナ危機突破プロジェクト」創造支援補助金

新型コロナウイルス感染症による危機を官民が一体となって突破するため、民間事業者が中心となって実施する取り組みに補助します。

【対象事業】 新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内産業の支援または新しい生活様式の実践を踏まえた市民の利便性向上を目的として、複数事業者への経済波及効果が見込まれる事業費が100万円を超える事業

【応募資格】 県内に事務所を有する法人および個人事業主(個人事業主の場合は税務署に開業届を提出していること)

【補助額】 事業費の3分の2※条件によって上限額が異なります。

【申請期限】 6月30日(火)

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 観光課(☎621-5232 ☎621-5457)



ふるさと納税の返礼品提供事業者を追加募集

事業者支援の一環として、「ふるさと納税(徳島市ふるさと応援寄附金)」事業において、返礼品を提供していただくパートナー企業を募集します。パートナー企業になると、商品がふるさと納税の返礼品として紹介されるため、全国的なPRと販路拡大につながります。

【応募資格】 次の要件を全て満たす事業者

▶市内に、本店・支店・営業所などのいずれかを有する ▶国税および地方税の滞納がない ▶代表者などが、暴力団の構成員などでない 返礼品の条件や申し込み方法など詳しくは、市ホームページ

【募集期限】 6月30日(火)

【問い合わせ先】 企画政策課(☎621-5085 ☎624-0164)

